

議案第六十一号

三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年六月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年六月七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「八万七千円」を「十万円」に、「六倍」を「三倍」に改め、同条第六号中「八万七千円」を「十万円」に改める。

第六条第一項第二号中「八万七千円」を「十万円」に、「六倍」を「三倍」に、「十四万千円」を「十六万二千円」に改める。

第二十条第三項中「十四万千円」を「十六万二千円」に、「八万七千円」を「十万円」に改める。

第二十二条第二項の表中「十四万千円」を「十六万二千円」に、「十七万八千円」を「二十万四千円」に、「八千七百元」を「十万円」に改める。

附則第五項を削る。

附 則

この条例は、昭和六十一年七月一日から施行する。